

○防衛省告示第四十四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年三月十六日から施行する。

令和五年三月七日

防衛大臣 浜田 靖一

一 陸上自衛隊石垣駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県石垣市	字平得大俣千二百七十三番地四百四
対象防衛関係施設の区域	沖縄県石垣市	字平得（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	沖縄県石垣市	字平得（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 航空自衛隊防府北基地レーダー地区

対象防衛関係施設

山口県山陽小野

大字埴生字埴生山二十番地

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
田市	山口県山陽小野 田市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
大字植生（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十四度二分四十六秒、東経百三十一度六分二十七秒の点 二 北緯三十四度二分二十一秒、東経百三十一度六分四十秒の点 三 北緯三十四度二分六秒、東経百三十一度六分十二秒の点 四 北緯三十四度二分二十二秒、東経百三十一度五分五十二秒の点 五 北緯三十四度二分四十三秒、東経百三十一度五分五十二秒の点	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。